平成２４年（フ）第７１６号
広島市南区本浦町８―21　５号、住民票上の住所広島市南区堀越３丁目４番18号　朝本アパート２号
債務者　田中　尚子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７４号
広島市東区光町２丁目12番15―402号　第１良光ビル
債務者　吉田　　敦
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７５号
広島市東区光町２丁目12番15―402号　第１良光ビル
債務者　吉田　富江
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７号
山口県長門市俵山5072番地１
債務者　宮本紗得子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第８１号
香川県善通寺市弘田町274番地
債務者　櫻田千恵美
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第９１号
香川県仲多度郡琴平町五條1056番地９
債務者　山口　博美
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第９４号
北海道小樽市錦町12番２号、前住所北海道小樽市錦町12番７号　フェニックス清英202
債務者　酒本　郁久
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１０５号
北海道小樽市新光町406番地13
債務者　霜鳥みどり
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１２号
北海道小樽市石山町15番11号、前住所北海道小樽市稲穂１丁目９番10号
債務者　小倉　英輔
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１７号
北海道小樽市長橋２丁目17番２号
債務者　佐々木敏子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８５号
秋田市手形山東町７番17号
債務者　山崎　真弓
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９２号
秋田市土崎港北４丁目３番15号
債務者　武藏　真也
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２００号
秋田市将軍野東２丁目19番17号
債務者　保坂　総志
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５０号
長野県安曇野市豊科高家1346番地
債務者　松田　善門
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４８号
長野県飯田市山本6719番地６　ヴィラ緑風苑、前住所長野県飯田市上郷飯沼3612番地５
債務者　内田　典子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第７０号
三重県伊賀市寺田500番地
債務者　西川　　章
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第７７１号
京都市伏見区向島西堤町69番地11
債務者　竹内　良美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８８６号
京都市下京区富小路通綾小路下る塗師屋町82番地　坂井ビル１Ｆ
債務者　エコー美容室こと　田中喜代美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係